

○農林水産省告示第七十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成三十年三月二十六日農林水産省告示第六百八号（テンスイシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和六年五月三十一日

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

農林水産大臣 坂本 哲志

改 正 後			改 正 前		
別表			別表		
長野県	都道府県	市町村	長野県	都道府県	市町村
	(略)	地 域		(略)	地 域
南佐久郡南牧村			南佐久郡南牧村		
野辺山及び平沢			平沢		

附 則
この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。